

須坂市一般廃棄物収集運搬業許可方針

須坂市で一般廃棄物収集運搬業の新規許可を行う要件は、平成31年1月1日より次のとおりとする。

1. 他市町村からの依頼により、他市町村の一般廃棄物を須坂市の一般廃棄物処理施設まで運搬し、処分する事が必要と認められる場合。
2. 既存の許可事業者において収集運搬が困難な事由又は品目である場合。
3. 本市の一般廃棄物収集運搬業許可を有する個人事業者が法人化する場合。
4. 本市の一般廃棄物収集運搬業許可を有する事業者同士が合併する場合。
5. 本市の施策を推進するにあたり、特に必要と認められる場合。